福祉生活病院常任委員会資料 (令和5年2月15日)

陳情5年子育て・人財第5号

(インターネット公開版)

鳥取県議会

議会資料

陳情 (新規) 福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件名	議決結果
5年-5 (R5.2.7)	子育で・人財	マスク着用の有無による差別・偏見等防止の啓発及び換気システム導入等(保育園等、私立学校関係) について	

▶陳情事項

鳥取県内の学校・園において、政府よりマスクの有無について、「不要な場面において積極的に外すよう促す等」が示されたことから、今後加速すると予測される「脱マスク指導」を含むマスクに関わる指導等で、発生すると予見される諸問題を未然に防止し、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行うため、

- 1 学校等へ高機能換気設備、二酸化炭素濃度測定器、サーキュレータ、HEPAフィルタ付空気清浄機等の換気システムを導入し、換気方 法を段階的に見直すこと
- 2 様々な事情がある子どもがいることから、厚生労働省通達による「本人の意に反して着脱を無理強いすることにならないよう」という一 文を学校ガイドラインに明記し、周知すること

を求める。

▶陳情理由

文部科学省事務連絡により、マスク着用による「児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘」がされ、「メリハリのあるマスクの 着用」が推奨されている。

一方で、「児童生徒等の心情等に適切な配慮をすること」との記載もあり、各家庭で必要とする感染症対策の度合いは異なることや、「保護者は子の第一義的責任を有すること」に配慮し、保護者や児童生徒に「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いしないこと」を何度でも繰り返し丁寧に伝えていただき、通達等で周知していただくようお願いする。

教室内の安全性を保ち、心理的不安を解消することにより、常時マスクを必要とする児童生徒とマスクをしない児童生徒が、互いの考えや行動を尊重できるようにしていけるよう学習環境の整備及び学習機会の確保に努めてほしい。

このことにより、今後のマスクの着脱指導で発生し得るいじめや偏見、差別、圧力等を未然に防止し、どのような事情のある児童生徒であっても、安心して集団生活を送れる教育現場を実現していくよう努めてほしい。

また、これらは厚生労働省や文部科学省の通達において、繰り返し通知をされている内容であり、早期実現が期待される。

加えて、当会で子ども達へアンケートを実施したところ、実際にほとんどの子ども達が、着用の必要がないとされる場面においてもマスクを 着用し、学校生活を送っていることが読み取れる。また、様々な理由によりマスクを着用せずに学校生活を送っている子ども達の中には、心情 への理解が及ばないことにより深く傷ついている子ども達もいる。

厚生労働省により発出されたリーフレットのマスクの着脱についての文言において、今後は様々な理由により、マスク着用の有無で傷つく可

能性があると想定される。

人権教育の指導方法等に関する調査研究会議(第10回議事要旨)では、「教師は人権侵害の加害者にもなり得る」と指摘されており、実際にア ンケートからは子ども同士の事例だけでなく、教職員の指導等により、傷つくこともあるという事実が読み取れる。

また、同会議では、「教職員の人権意識が最も重要なことである」と言及されており、教職員に求められる感染症対策の負担を軽減し、子ども 達の人権意識への配慮に注力をいただけるよう、より一層の環境整備に努めていただきたいことから、陳情するものである。

▶提 出 者

全国有志子どもを思う会鳥取支部

現状と県の取組状況

執行部提出参考資料

子育て・人財局(子育て王国課、総合教育推進課)

【現状、県の取組状況】

○新型コロナウイルス感染症対策に係る換気機器等への支援について、私立中学校・高等学校に対しては、国においてその一部を支援しているほか、県においても学校寮や部活動における対策への支援を行っている。また、保育施設等に対しては国の補助事業等を活用し、換気機器やマスク、アルコール消毒液等の保健衛生用品の購入経費等の支援を行っている。

<私立学校関係>

- ・学校保健特別対策事業費補助金(感染症流行下における学校教育活動体制整備事業)(私立中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び専 修学校(高等課程))
- ・鳥取県私立中学校・高等学校の学校寮及び部活動における新型コロナウイルス対策強化事業補助金(私立中学校、高等学校)

<保育施設等関係>

- ・幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業補助金(幼稚園)
- ・保育対策総合支援事業費補助金(保育所、認定こども園)
- ・保育施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止事業補助金(届出保育施設)
- ○ガイドラインについて、私立学校に対しては、「鳥取県立学校版感染症予防ガイドライン (新型コロナウイルス感染症)」を共有し、適切な対応の協力を求めている。また、保育所等に対しては、国の通知等を各市町村、保育施設等に対して周知しているほか、「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を策定し、感染予防に努めながら保育施設の運営を継続するため、適切な換気や正しいマスク着用を呼び掛けている。

(参考)鳥取県立学校版感染症予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)

I 学校運営編

1 感染症予防策の徹底

(中略)児童生徒等の特性による感覚過敏や体調不良により、マスクの着用が難しい場合は、無理にマスクを着用する必要はなく、マスクの着用を強制することがないよう人権や健康に配慮した対応をすること。

(中略)マスクについては、感染防止対策上、着用することを推奨しているが、実際に着用するかどうかについては、児童生徒等の特性を含めて、本人及び保護者の判断によるものである。よって、マスクの着用の有無について同調圧力により相手を責めたり苦しめたりすることがないよう配慮すること。

(参考) 鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

<換気>

・換気はエアコン使用時や寒い環境においても可能な限り常時行うことが望ましく、換気設備がある場合は常時運転させてください。換気設備がない場合は、2方向の窓を同時に開けて空気の流れを作って吸込口(入口)と吐出口(出口)を意識して空気を入れ替えましょう。大きく窓を開けられない場合でも、こぶし程度開き、空気の出入口を作っていただくようお願いします。

<マスク>

【2歳未満児】着けない。

【2歳以上児】マスクは一律には着用を求めませんが、発達状況等に応じて可能な範囲でマスクを着用しましょう。